

愛川町教育委員会

平成28年3月28日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成28年3月28日（月）
午前9時00分から午前10時15分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告
(2) 平成28年第1回愛川町議会定例会について
日程第3 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について
日程第4 愛川町放課後児童クラブ育成料等徴収条例施行規則及び愛川町放
課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
日程第5 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定につ
いて
日程第6 平成28年度「愛川の教育」について
日程第7 愛川町青少年指導員の委嘱について
日程第8 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第9 愛川町文化財保護委員の委嘱について
日程第10 愛川町立公民館長の任命（文化会館）について
日程第11 愛川町立公民館長の任命（半原公民館）について
日程第12 愛川町立公民館長の任命（中津公民館）について
日程第13 平成28年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育長職務代理者（教育委員） 平 田 明 美
教育委員 榮 利 隆 一

教育委員	梅澤秋久
教育委員	井上正博

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	佐藤隆男
教育総務課長	山田正文
生涯学習課長	片岡由美
スポーツ・文化振興課長	相馬真美
教育開発センター指導主事	井上真彰
生涯学習課副主幹（社会教育主事）	瀧喜典
教育総務課副主幹	馬場貴宏

◎開会

- （佐藤教育長） それでは、ただいまから、平成27年度3月定例会を始めたいと思います。
- 本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。
- よって、これより開会をしたいと思います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございますので、承知を願います。
- これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。
- 2月の定例会分でございますが、会議録につきましては既に配付したとおりです。
- これより質疑に入ります。
- ご意見、質疑がありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することに異議ございま

せんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

- (佐藤教育長) それでは、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

それでは、(1)教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

平成28年2月23日から3月27日までの間に出席した主な会議等について報告をさせていただきます。

2月23日、教育委員さん皆様と一緒に、先進地視察研修ということで藤岡市へ行ってまいりました。小中一貫教育を通した先進事例ということで、大変勉強になったように思います。25日、学習プラン推進委員会。29日から町議会定例会が始まりました。3月1日、2日が一般質問。細かいものについては、後ほどまた議案で入っております。3日、ALTプロポーザルということで、英語指導助手の業者選定を行いました。3社がプロポーザルに参加し、1社に決定いたしました。7日、町議会の個人総括質疑。9日、会派代表質問。10日、教育民生常任委員会。11日、社会教育委員会教育長歓迎会がございました。12日、AGC杯少年野球大会開会式。旭硝子杯ということで、毎年行われている大会でございます。15日、町立中学校の卒業式がございました。湘北教職員組合の正副委員長が挨拶に来られました。16日、ソロプチミストゴルフ大会ということで、これも毎年行われているものですが、本を100冊ほど寄贈していただきました。17日、教育民生常任委員会。18日、男女共同参画基本計画推進委員会。22日、読書普及懇話会。23日は町立小学校卒業式。続いて、午後は町の青少年問題協議会がございまして、教育委員の平田委員に代表で出ていただきましたけれども、今回はインターネット等のトラブルの話題が中心になっております。24日、第5次総合計画後期基本計画策定庁内検討委員会がございました。25日、議会の最終日ということで、新年度予算全て認めていただくことができました。26日、おとといですね、町長杯少年サッカー大会ということで、この大会は、毎年行われているんですが、遠いところは富山県、山梨、千葉、東京、あと神奈川ですね。それで32チームの子どもたちが愛川東中学校、そして、菅原小学校のグラウンドに集まり大会を開いておりました。夕方には、だだんべ

夜桜ライトアップということで、田代運動公園の桜並木のところで、土曜日にはライトアップの点灯式がございまして、参加してまいりました。昨日27日、これは町の野球協会の大会で開会式がございました。学童、一般、壮年ということで、これも毎年行われている大会ということで、日ごろの練習の成果を発揮する場として、一生懸命取り組んでまいりました。

簡単ですが、以上で報告のほうを終わりとしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

教育長報告について、質疑等があればお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) それでは、質疑がありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に(2)平成28年第1回愛川町定例会について、資料2に基づき報告をいたします。

事務局お願いします。

○(佐藤教育次長) 28年第1回愛川町議会定例会ですけれども、お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

渡辺基議員さんからは町一周駅伝競走大会についてと、あと学校給食についての質問が出ました。駅伝競走大会については、今回大幅にコースを変更しましたので、そのコースを変更したいきさつについてと、あと1区、3区、6区と3,000メートル以下ですね、中学生は走ることが可能という区間なんですけれども、それを限定区間とはなぜしなかったのかと、そういったことの質問が出ました。あと、報奨金制度廃止につきましては、各行政区に報奨金を5万円、2チーム目は3万円を出していますけれども、そういう報奨金をもう見直したらどうかというような意見でした。その背景にありますのは、そういう報奨金を見直すことによりましてICチップを導入した計測の仕方とか、こういったものはどうかということでございましたけれども、実際に業者にその見積もりを頼んだところ、愛川町みたいに中継所が6箇所あるぐらいの中でやりますと、そのパソコンの機械から全部、あとスタッフから全部委託をするようになると大体300万円ぐらいかかると。機械を買いとっちゃうんであればずっと使えますけれども、毎回300万かかるというような話でしたね。そういったことがありましたので、ちょっとなかなか難しいというようなことを答弁しております。

それから、次、学校給食につきましては、公会計制度導入の考え方について、本町では私会計でやっておりますけれども、いろいろ課題がありますねということでした。給食費の値

上げは、以前、教育委員さんにもお話しをしていますけれども、28年5月分から値上げをさせていただきたいと。あと、地産地消についてもご質問がありました。

小林敬子議員は、三増陸上競技場安全対策、要は夜間ナイターを駆伝なんかで練習で使う場合に、ちょっと暗いというなお話がございます、一部の方なんですけれども、もっと明るくできないかということでございました。従来電気料の支払いが、一回明るくしてしまうと基本料金が上がってしまうなんていういきさつもありまして、極力節電に努めておりまして、そんな関係で照明の角度を変えていこうというようなことで答弁しております。

佐藤茂議員からは、教育長の新年度に対する抱負についてございました。ですから、28年度の取り組みなどについても答弁しております。

鈴木信一議員からは、中学校給食の現状と課題について質問があって、あと小学校で中学校分もつくることはできないか、なんていうことでありましたけれども、結局、児童数が減っているんで中学校の分も小学校でつくれるんじゃないかということなんですけれども、実際に実務で考えてみますと、なかなか同時に小学校分をつくっていながら中学校分をつくることができないという、同時にはできないんで、どうしても別々のスタッフが用意しなきゃいけないということと、今度中学校へ運ぶにはトラックが必要ですし、中学校へ運んだ後はダムウェーターとかエレベーターみたいのを付けないと上の階へ持っていけないと。そういったことで相当な経費がかかってしまうということで、なかなか難しいというような答弁をしております。

簡単に言ってしまうかもしれませんが、説明は以上になります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

平成28年第1回愛川町議会定例会、何かお聞きしたいことございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にないようですので、平成28年第1回愛川町定例会については、ご了承願います。

それでは、日程第2 教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第20号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等

に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本規則の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に規定される教育委員会に報告する事務等を規則に追加したものです。また、行政不服審査法の全面改正により文言の改正があったことから所要の改定をするものです。

なお、詳細につきましては担当より説明をいたします。

お願いいたします。

課長、お願いします。

- （山田教育総務課長） それでは、議案第20号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

ただいま教育長のほうからお話ありましたように、本規則の改正の背景といたしましては2点ございます。

まず、一点目といたしまして、教育行政の責任の明確化を図るために地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの第25条に、教育長は教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務または臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないというふうに法律のほうに規定がされました。そうしましたことから、教育委員会に報告する事務等を町の規則に追加をするものでございます。

したがいまして、現在、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の第4条に第2項と第3項を追加するもので、第2項といたしましては、「教育長は、前項の規定により委任された事項で重要なものの管理及び執行の状況を教育委員会の会議において報告しなければならない。」そして、第3項といたしまして、「前項の規定による報告は、当該報告すべき事項について処理したときその他適当な時期に行うものとする。」というものを、法律に基づいて規則のほうに追加をするというものでございます。

また、もう一点目といたしまして、この後、議案として出させていただくものにも関連するところでございますけれども、行政不服審査法の法律のこちらも改正に伴いまして文言の改正を行うものでございます。

行政不服審査法につきましては、違法、不当な行政処分によって侵害された国民の権利、利益を救済するための法律でありまして、近年国民の権利意識などが大きく変化しておりますことから、制度の使いやすさの向上や救済手段の充実、拡大という観点から、一昨年、法律制定後50年ぶりに抜本的な見直しがされまして、平成28年4月1日から改正行政不服審査法が施行されます。

その中で、処分に関与しない職員、審理員という形になるんですが、いろいろ審理手続を行う制度が導入されましたことから、これまで不服申し立ての手続としていたものを、審査請求という形に一元化をされることとなったものでございます。

したがいまして、本規則におきましては第3条に、情報公開とか個人情報の開示または訂正に係る不服申し立ての手続という形で記載しておりましたが、その文言を審査請求という形に改めるものでございます。

いずれも、法律改正に伴う改正となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第20号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4及び日程第5

○（佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第21号 愛川町放課後児童クラブ育成料等徴収条例施行規則及び愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、及び日程第5、議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定については、関連がございますので一括議題といたします。

本議案については、行政不服審査法の全面改正により文言の改正があったことから所要の改正をするものであります。

改正内容の詳細については担当から説明いたします。

お願いいたします。生涯学習課長。

○（片岡生涯学習課長） それでは、議案第21号の放課後児童クラブ育成料等徴収条例施行規則及び愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてということですが、今回の改正につきましては、放課後児童クラブの育成料徴収に関する規則という規則と、児童クラブの管理運営規則という規則、その2つを一括して改正しようというものでございます。

これにつきましては、背景はただいま山田課長のほうからご説明がありましたとおり、28年4月1日から改正行政不服審査法が施行されることに伴うものでございます。

その中、見直しの中で、不服申し立ての手續を審査請求に一元化するという事項がございまして、これは行政の行った何らかの処分、例えばこの児童クラブで言いますと、放課後児童クラブへの入所を認めます、認めません。それから、育成料の減免を認めます、認めません。そういった処分に対して処分を受けた方が、この処分は違法である、不当であると訴える方法として、現行ではケースによって異議申し立てと審査請求とに分かれておりまして、これがなかなか国民にとってわかりにくかったものですから、今回の改正で異議申し立て手續を廃止して、審査請求に一元化することとなったものでございます。

あわせて、この審査請求ができる期間を60日から3カ月に延長するということになりました。

そこで、放課後児童クラブの規則改正でございますけれども、規則本文については特に改正がございませんが、規則の中に各種の様式がついております。

こちらのA3の横長の大きな資料をごらんいただきたいと思います。

これ代表的な通知書を1つピックアップしたものでございますけれども、放課後児童クラブ入所保留通知書、つまり、申しわけありませんがあなたのお子さんは待機児童になってしまいましたよという通知なんですね。

これは左側のページは現行の様式です。枠の下の部分に文章がございましてけれども、下のところです。この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛川町教育委員会に対して異議申し立てをできるというような教示文というんですけれども、あなたにはこういう権利がありますよと教えてあげる文章ですね。これがついておりますけれども、この60日以内、それから異議申し立てという文言を、改正後、右側の改正案でございまして、法律に合わせて60日以内を3カ月以内、それから、異議申し立てを審査請求という文言に改正をするものでございます。

本日は様式1つだけごらんいただきましたけれども、この教示文がついている様式は5つ

ございますので、これを全て改正したいものでございます。

議案書の次に改正案を添付いたしました。ただいまご説明した内容と、さらに法律に合わせて若干文言の整理をした改正文になっております。

施行日は法の施行に合わせて、平成28年4月1日です。

説明は以上でございます。

- （山田教育総務課長）引き続き、議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてでございます。

こちらの本規程の改正につきましても、先ほど、また今、片岡課長のほうから説明がありましたものと同様に、行政不服審査法の改正に伴いまして文言の改正を行うものでございます。

愛川町教育委員会事務決裁規程の中に別表第1ということで、決裁区分の表がございます。この中で教育長の欄及び教育次長の欄に不服申し立てという記載がございますけれども、これが3カ所ございます。この3カ所をいずれも審査請求に改めるというものでございます。

こちらの規程につきましても、平成28年4月1日からの施行という形にしております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

- （佐藤教育長）これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

今、追加で行政不服審査法関連三法の概要というのが配られましたので、これが法の改正ということで、これに基づいた形の今回提案という形になっております。ご承知おきください。

いかがでしょうか、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長）よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長）特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第21号 愛川町放課後児童クラブ育成料等徴収条例施行規則及び愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号 愛川町放課後児童クラブ育成料等徴収条例施行規則及び愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 次に、日程第6、議案第23号 平成28年度「愛川の教育」についてを議題といたします。

本議案については「愛川の教育」について、過日、議会の議決を受けた平成28年度の事業などを加えたものであります。

改正内容の詳細については担当から説明いたします。

お願いします。

指導主事、お願いいたします。

- （井上教育開発センター指導主事） 教育開発センター指導主事です。

議案第23号 平成28年度「愛川の教育」についてでございます。

1枚おめくりください。

「はじめに」の部分でございますとおり、この計画は平成23年度から平成34年度までの12年間を計画期間とする第5次愛川町総合計画に基づいたものとなっております。したがって、前半の6年間は平成28年度、この4月からが最終年度となります。したがって、パブリックコメント等の改定に向けての作業を28年度には予定をしております。

では、変更点のみ申し上げます。

8ページをごらんください。8ページの一番下の部分です。

生涯学習課のところ、「ブックナビの啓発」となっておりますが、これをカットしていただければと思います。ブックナビの啓発は前年度の部分となっております。

12ページをごらんください。

12ページの（3）の一番下⑥と⑦、これが新規事業となって加わったものでございます。放課後学習に関する部分が⑥、小中一貫教育に関する部分が⑦となっております。

13ページをごらんください。

13ページの（5）の「②教育施設の整備・充実」、この部分が今年度までは基本実施設計

となっておりましたが、エアコンの整備となりました。

また、3つ目の丸、高峰小学校屋外トイレ、これは加わったものでございます。

15ページをごらんください。

15ページの4「スポーツ・レクリエーションの推進」の(1)の②、2つ目の丸、「町民みなふれあい体育大会の開催」となっております。これは、この町民みなふれあい体育大会とスポーツ・レクリエーションフェスティバルの2つが隔年開催となっております、次年度はこの町民みなふれあい大会となりますので、このように変わっております。

以上となります。

- (佐藤教育長) 説明は以上になりますが、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

梅澤委員お願いします。

- (梅澤委員) 新規事業については了承いたしました。

前半の部分なんです、この愛川町の教育、次年度28年度までが1つの区間であるということも承知をいたしました。

ぜひ、この次年度、28年度の間に、この「はじめに」の部分、理念の部分「めざす人間像」等々、つまり5ページから7ページですね、及び8ページ、9ページの具体的な方策等について、積極的な見直しをお願いしたいというふうに思います。これ実は昨年度の定例教育委員会でもお話をしたんですが、ちょっと理念であるとかに適切でないような文言があるかなというふうに思われます。具体的には5ページ、1番、教育の理念「人間とは」という主語で始まっているながら「持ち主です。」というのは非常に文的に、文章的にどうなのかなと思うところがあります。見直すべきところが結構多岐にわたるかなというふうに考えますので、ぜひ28年度までということなので、この28年度中にしっかりとした理念を再構築していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

- (佐藤教育長) 特に理念については教育大綱のほうの理念もございしますので、そこもしっかり踏まえた上で理念を考えていくべきだろうというふうに考えております。

ほかにございますでしょうか。

今回、教育委員会定例会にかけてそのまま来年度スタート、検討してというふうに考えたんですが、前回の手続を見ると、かなりそれなりに踏まえて、これを改革、改正しているんですね。ですから、そういうことを考えると1年間かけてしっかりしたものを検討した上

で、全員協議会、教育委員会定例会にもお諮りしながら進めていこうということで、こういう提案に今回なりましたので、一応ご承知願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第23号 平成28年度「愛川の教育」についての本案を原案のとおり決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号 平成28年度「愛川の教育」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

- (佐藤教育長) 次に、日程第7、議案第24号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町青少年指導員につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところです。このたび指導員の候補がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただけたらと思います。

詳細については担当から説明いたします。お願いいたします。

生涯学習課長。

- (片岡生涯学習課長) それでは、青少年指導員の名簿をごらんいただきたいと思います。

先月の定例会でお認めをいただきましたが、平成28年度から指導員の定数は24人以内でございます。このたび各行政区から選出される指導員が22名、それに小学校から1名、中学校から1名と学校の教諭が加わっておりまして、24名で構成をされております。任期は2年、再任は妨げないということになっております。ここで各区长さんからご推薦をいただきまして、24名のうち新任が13名、再任が11名となっております。いずれの方々も適任者であると考えておりますので、お認めをいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

- (佐藤教育長) 説明は以上であります。

これにより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 質疑がございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本件を原案のとおり決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○(佐藤教育長) 次に、日程第8、議案第25号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町スポーツ推進委員につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところです。このたび、推進委員の候補がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただけたらと思います。

詳細については担当から説明いたします。スポーツ・文化振興課長。

○(相馬スポーツ・文化振興課長) それでは、続きまして、議案第25号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてでありますけれども、議案書を1枚おめくりいただきまして、名簿をごらんいただきたいと思います。

先月の定例会でお認めをいただきました町スポーツ推進委員の定数改正でありますけれども、平成28年度からの定数を22名以内としたものでありますけれども、熊坂区を除く各行政区から1名ずつ選出をし、熊坂区だけ2名の選出ということで、全員で22名の構成となります。任期は2年、再任は妨げないということとなっております。

ここで各区长さんからご推薦をいただきました22名のうち、真ん中の期数の欄が1となっておりますのが1期目の新任の委員でありまして、8名の方が新任、それ以外の再任の方が14名であります。いずれの方々も適任者であると考えておりますので、お認めをいただきますようよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

- （佐藤教育長） それでは、質疑等がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本件を原案のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9

- （佐藤教育長） 次に、日程第9、議案第26号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町文化財保護委員につきましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに保護委員を任命したいところです。

詳細については担当課長より説明いたします。スポーツ・文化振興課長。

- （相馬スポーツ・文化振興課長） それでは、続きまして、議案第26号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてでありますけれども、議案書の次の名簿をごらんいただきたいと思っております。

愛川町文化財保護委員につきましては、愛川町文化財保護条例第13条の規定によりまして、委員の定数は7名、任期は2年で、再任は妨げないとなっております。

現在の文化財保護委員につきましては、本年3月31日をもちまして2年の任期は満了となりますけれども、1名の委員さんから退任の申し出がありましたことから調整をした結果、お手元に配布をさせていただきました名簿のとおり、文化財保護委員の委嘱をしたいものがあります。6名の方が再任、1名の方が新任であります。1番の山口勇一委員から6番の八木一郎委員までの6名の方が再任ということになります。7番の小島睦夫さんは専門分野が民俗関係ということで、新たに委員をお願いしたいと思っております。いずれの方々も人格、見識、実績等を加味いたしまして適任者と考えておりますので、お認めをいただきますよう

よろしく願いをいたします。

説明は以上であります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） では、質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第26号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、本件を原案のとおり決することに、異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10から日程第12 【非公開】

◎日程第13 【非公開】

○（佐藤教育長） それでは、本日の案件につきましては全て終了いたしましたけれども、各委員さんから、ご意見とか感想等ありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、事務局、何かありますでしょうか。

○（佐藤教育次長） ありません。

○（佐藤教育長） それでは、以上で3月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、3月の定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成28年4月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

平田 明美

教育委員

榮利 隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

井上 正博

調整職員

馬場 貴宏